ウミガメ News Letter

ウミガメが産卵することで有名な美波町。ウミガメが身近な町ならではの、ウミガメ小話を紹介します。

大浜海岸の全景

●ウミガメの到来シーズンが始まります

令和に入ってからの大浜での上陸産卵数は、令和元年が上陸９回中産卵６回、令和２年が３回中3回、令和３年が８回中6回と厳しい状況が続いています。

しかしながら、近年の大浜は住民の皆様のご理解やご協力の成果も出て、好環境が保てており、これらが減少に関係しているとは考えにくいです。近年は「海での人間との事故」の影響が特に大きく、アカウミガメの資源数がかなり減ってしまい、苦しい時代を迎えているのです。

ただ、こんな時代だからこそ、美波町では「大浜」「田井ノ浜」「木岐白浜」「坂の浜」などのウミガメの故郷を見守り、後世まで自然の状態で残すことを大切にしていかなければなりません。ウミガメという動物は強く、故郷がちゃんと残っていれば必ず戻ってくる時代が来るはずです。

近年では徳島県内の海岸状況も更に厳しくなり、産卵に適した砂浜は、半世紀前には 30 か所以上は存在したでしょうが、開発による砂の浸食などで 2000 年代には 20 か所以下になりました。過去 10 年においては照明などの光環境の進行も含めると現在 10 か所以下まで低迷していると考えられます。

海岸には光環境も重要で、ウミガメ達は、光の届きにくい深い海などでも活動できるように光を多く捉えられる眼をしており、虹が 10 色に見えるそうです。海岸から見える強い人工光源や空に反射する明かりが産卵を回避させるとされ、これらは、夜間において海岸のシルエットを見つけられなくなってしまうなど、上陸する本能に作用すると考えられています。満月や月明かりなどの自然光源は夜空のコントラストを満遍なく調節するため、むしろ光害を緩和する傾向があるとされます。一方、海から見た不自然な陸側の明るさは、空と陸の境界線を追って砂浜を探すとされるウミガメの頭から「?」が出しているのかもしれません。

「また胡散臭いこと言ってる!」と思う人もいるかもしれませんが、令和以降の産卵数は、きわめて危機的状況で、徳島全体でも毎年 10 回前後です。かつて三大海岸と謳われた蒲生田海岸や大里松原海岸ですら、海岸環境も苦しく、ほぼ産卵０回状況です。

この徳島の況下で着目しほしいのは、この全体数に対する大浜や美波町内砂浜が占める産卵数の割合です。これらは、徳島県に来遊するウミガメにとって美波町の砂浜がいかに重要な存在であるかを物語っています。

ちなみに令和以降の大浜での全ての産卵は５頭のカメたちのみでなされています。このうち３頭は年を越えて戻ってきた回帰個体と呼ばれるカメたちで、この状況下ですら毎年誰かしらが戻ってきているのです。

令和元年には平成 23 ～ 27 年と続いた回帰個体がおり、令和２年の回帰個体は平成 24 年から、そして令和３年は、令和元年に新参者だった個体が回帰しています。

このカメたちがいつでも戻ってこられる道しるべとして、今年も暗くて静かな海岸へのご協力をお願い致します。（学芸員：田中宇輝）

令和元年～令和３年における海岸別上陸産卵数

場所	令和元年	令和2年	令和3年
大浜海岸	6 回	3 回	6 回
田井ノ浜	3 回	1 回	0 回
木岐白浜	0 回	4 回	0 回
坂の浜	0 回	0 回	1 回
美波町での合計	9 回	8回	7回
徳島全体（美波町の占める割合）	14 回 (65%)	10 回 (80%)	10 回 (70%)

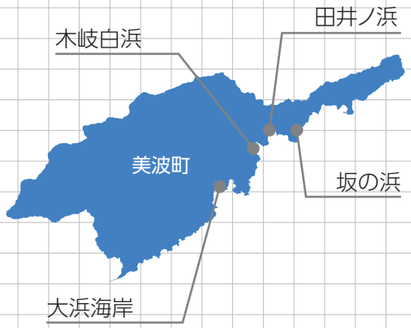

大浜海岸の上陸跡

田井ノ浜の上陸跡

木岐白浜の上陸跡

うみがめについて教えて!!

うみがめについて、「なんでだろう?」と感じたときは、ハガキまたは応募フォーム QR コードから疑問をお送りください。今後、「うみがめ News Letter」でお答えします!

〒 779-2304
徳島県海部郡美波町日和佐浦 370-4
うみがめ博物館カレッタ「質問係」

応募フォーム

心温かい人々が暮らす町

ひとりで悩んでいませんか?

みなさんは、人権について日ごろどのように考えているでしょう。人権とは「人間が人間らしく幸せに生きていく権利」です。私たちは、生まれながらにして人権を持っています。しかし、現実にはさまざまな差別が存在しているのも事実です。どんな立場の人も、安心して自分らしく生きていく社会を作るために、一人ひとりが『人権』について考えてみましょう。

●多様化する人権問題

近年、インターネット上の人権侵害や外国人への差別、子どもや高齢者、障害のある人に対する虐待など問題が後を絶ちません。

特にいじめ問題はインターネットでの誹謗中傷が増えるなど、深刻化・複雑化してきています。私たちは、こうした社会情勢の多様化に応じた正しい知識を持たなければなりません。

●人権問題解決のお手伝い

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアです。現在、全国に約 14,000 人が法務大臣から委嘱され、全国の各市町村に配置されて、積極的な人権擁護活動を行っています。

●人権擁護委員制度

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。法務省及び全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定めており、徳島地方法務局及び徳島県人権擁護委員連合会においても、この日を中心として、人権養護委員制度の周知と人権思想の普及・高揚に努めています。

人権とは、私たちが人間らしく生きるための権利であり、人権や民族、性別などの違いにかかわらず、全ての人に共通して備わっている権利です。国の内外を問わず、人々がお互いに人権を守ることによって明るい社会をつくることが、私たちの願いです。

私たちは、定例的に人権相談所を開設しています。いじめ、嫌がらせ、インターネット上での誹謗・中傷等人権に関する問題でお困りの場合はお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

相談場所	時間	令和４年							令和５年		
		６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
日和佐隣保館	10:00～12:00		12日(火)				8日(火)		10日(火)		
日和佐公民館	10:00～12:00	1日(水)			13日(火)			6日(火)			14日(火)
由岐公民館	13:00～15:00	1日(水)		9日(火)		11日(火)		6日(火)		14日(火)	

町民一人ひとりが相手を思いやり、多様な価値観を認め合う社会をめざしましょう。
「心温かい人々が暮らす、にぎやかな過疎の町」美波町であり続けるために人権について考え守っていくことがまさに、“にぎやかそ”美波町づくりにつながります。このコーナーでは人権に対する思いを掲載していきます。